

実践報告⑦⑥

静風荘病院における 医療ソーシャルワーカーの役割

一般財団法人野中東皓会 静風荘病院
医療ソーシャルワーカー 児玉 涼子

1. 静風荘病院の概要

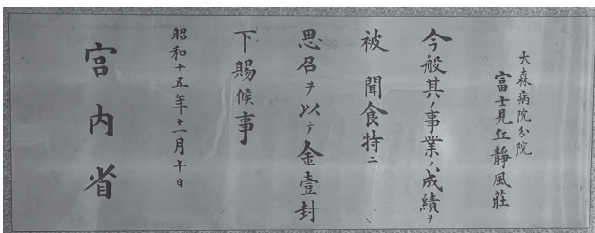
当院は、昭和12（1937）年、東京都練馬区富士見台に大森病院分院富士見丘療養所として開院しました。当時、現在の上皇陛下が学習院初等科へ入学する際、校舎を立て直すことになり、その校舎1棟の御下附を受けました。



地方から上京してきた出稼ぎ労働者、経済困窮者の結核療養所で患者様の約8～9割は生活保護受給者でした。

上京されて結核療養中であった患者様の中には、家族との関係が希薄な方や家族が遠方で支援が難しい方、身寄りがいない方がほとんどで、相談員が支援していました。結核に罹患すると行動が制限されてしまうことで、自由にならない不満を医療従事者へ向けられることもあり、とても苦勞されたそうです。

昭和60（1985）年に東京都から埼玉県新座市に移転し、名称を現在の静風荘病院に変更しました。1988年結核病棟を廃止し、一般病棟を150床から124床とし、現在に至ります。介護療養病棟や医療療養病棟に変わりましたが、現在は、一般病棟（障がい者病棟）124床（3階48床、4階38床、5階38床）として運用しています。



現在の診療科は、総合内科／消化器内科／循環器内科／糖尿病内科／血液内科／呼吸器内科／リウマチ科／女性内科・女性外来／リハビリテーション科／眼科を標榜しています。受付窓口の隣には、薬局窓口があり、当院は院内処方なので受診会計と一緒に薬の会計ができ、患者様、ご家族の方には喜ばれています。

同じ法人内では、「訪問看護ステーションひまわり」があり、在宅でも医療を継続して提供できるように訪問看護やリハビリテーションで地域を支えています。

沿革	
1937年	東京都練馬区に富士見丘静風荘療養所開設
1938年	社会事業施設に指定
1950年	財団法人 野中東皓会を設立し、その経営を移す
1951年	無料・低額診療事業を開始(第2種社会福祉事業)
1981年	名称を静風荘病院に変更
1985年	病院を新座市の現地に開院(法人事務所も、同地に移転)
1988年	結核病棟廃止・一般病床150床(その後124床となり、現在に至る)
2000年	一般病棟の18床を介護療養型に変更
2011年	介護療養型を廃止し一般病床102床(内54床が障害者施設等入院基本料算定病床) ・医療療養病床22床
2012年	埼玉県より認可を受け一般財団法人となる
2017年	介護療養型を廃止し一般病床124床(内76床が障害者施設等入院基本料算定病床)
2019年	3病棟(3F48床、4F38床、5F38床)をそれぞれ一般病棟(障害者施設等入院基本料算定病床)として運用開始

患者様の年齢層は、外来も入院も比較的高齢の方が多く、長期で地域の方にご利用頂いています。また、埼玉県と東京都の境界ということもあり東京都の方も多くいらっしゃいます。最寄り駅から離れているため、マイクロバスを定期運行し、無料で患者様、ご家族の方にご利用いただいています。

2. 静風荘病院における相談室の位置づけ

結核療養所時代から2名の相談員で支援し、現在も医療相談室には2名の相談員がいます。当院には地域連携室がないため、医療相談室が兼務している部分もあります。院内には、必ず相談員がいて、患者様やご家族、職員が常に相談できるようにしています。そのためにも、開かれた相談室であり、守秘義務を守り、安心して皆さまが利用できるように努める事が大切だと考え、日頃からコミュニケーションの初歩、「挨拶」を心がけています。

3. 医療相談室に寄せられる相談の特徴

入院では、急性期病院の治療を終えられ、医療依存度が高い方がご入院されていることが多いです。他にも、地域の施設利用者や在宅療養中の方からご相談がありご入院いただくケースもあります。身寄りがいない方や、ご家族の方が高齢で各種手続きが複雑でわかりにくいということでお手伝いを必要とする方もいらっしゃいます。

「経済的に困窮しているが、治療を続けなければならずどうしたらいいのか」と経済的な理由で治療の継続が困難となり、外来スタッフより相談依頼を受けることもあります。その場合、患者様本人の現状を伺い、治療の意思を確認し

たうえで医師と相談をします。何とか社会資源につなげ、社会生活を継続しながら治療ができ、就労が継続できたというケースもありました。その方の背景にある社会的、心理的問題や治療経過を伺い、社会資源につながるようにしました。本人の希望だけを伺うのではなく、その方の問題を一緒にアセスメントし、就労や治療継続を考えながら支援をしていく必要があります。

4. MSWの活動と役割

現在の相談室の業務は、無料低額診療事業の相談をはじめとする経済困窮者の方の相談、苦情受付、入退院の相談、在宅療養の調整や関係機関との連絡調整、外来患者様以外の地域の方々の相談もあります。

社会情勢が変わるコロナ禍、できる限りの社会資源を利用し、その方の治療や社会生活が維持できるように支援をしています。

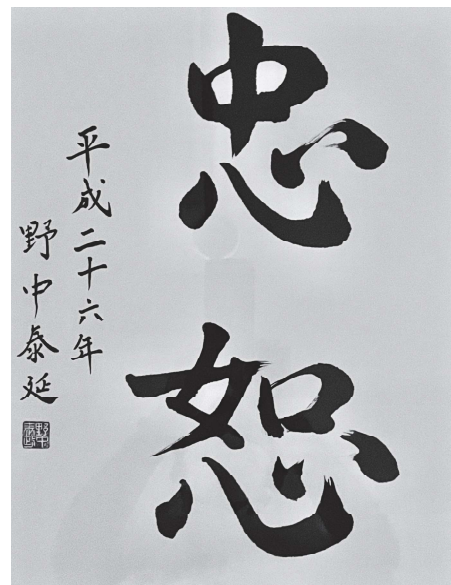
5. 他機関や多職種と連携・協働した支援

高齢者の一人暮らしが多くなってきている今日、当院もそういった患者様が増えてきています。長期通院していた患者様が、認知症初期症状が現れてきている様子に気づき、相談室へ連絡が入ることもあります。その場合は、患者様に了承をいただき、ご家族や地域包括支援センター等に連絡をします。患者様のご希望を伺い、ご家族とも相談の上、日常生活と通院継続ができるように支援しています。療養中の社会的問題の予防や早期発見に対応できるよう院内の連携を図るようにしています。

6. おわりに

今は亡き前院長の言葉で「忠恕」という言葉があります。「忠恕」とは、「自分の良心に忠実であることと他人に対する思いやりが深いこと」を意味します。当院では、その言葉の書跡が

入口を入ってすぐに見えるところに掲げてあります。



新型コロナウイルスの影響でいろいろな社会問題やニュースを目にします。コロナ禍の世の中、我慢する事ばかりで社会全体が不安な毎日を送っています。社会的弱者はより大きな影響を受けているように思えます。不安な中で他人への思いやりに欠けてしまう毎日ですが、今ここで考えていただきたいです。自分自身が良心に忠実であるか見つめなおすことで、自分以外の方に思いやりをもって接する、そのことをお互いに認め合う(見留め合う)ことがとても大切なことだと思います。そこから「忠恕」の理念、さらに当院の理念に繋がります。私たちは、自分自身にも他人にも「忠恕」の心を大切に、信頼される病院であり続けるために向上心を持ち、努力していきます。